

体が不自由で外出できないけど  
マイナンバーカードを作りたい…。



# そんな時は 「自宅訪問サービス」をご利用ください!

市職員があなたの自宅へ訪問し手続きをサポートします

手続きは  
15分で完了

無料で  
写真撮影

カードは  
ご自宅へ郵送

総合支所へ行かなくてもカードを取得できます。

## 【実施期間】

令和6年5月1日から令和7年3月27日まで

## 【対象者】

◎栗原市に住民登録のある方で

- ① 65歳以上の方 ② 18歳以下の方
- ③ 身体障害者手帳等を所持している方
- ④ 上記①～③の方が申請した場合は、同一世帯員の方

## 【訪問時間】(完全予約制)

◎火曜日～木曜日 (時間は①～③から選択)

- ① 午前10時 ② 午後1時30分 ③ 午後3時30分

※祝日、年末年始を除く。

## カンタン! 手続きの流れ

- ①申し込み
- ②必要な書類を準備
- ③当日、本人確認と写真撮影
- ④後日、郵送されるカードを受取り



予約・相談は下記までご連絡ください。

栗原市市民生活部市民課 ☎0228-22-3211

詳細は裏面をご確認ください。

# 【マイナンバーカード出張申請（自宅訪問サービス）要項】

## 1 申請時に必要な条件

- ① 訪問する自宅・施設が栗原市内であること。
- ② 2か月以内に住所や氏名を変更する予定がないこと。
- ③ 申請者本人（15歳未満及び成年被後見人の方は法定代理人）が同席できること。  
※外国人の方… 在留期限が2か月以上であること。  
※介護等が必要な方… 介助者等が同席できること。

## 2 申請時に必要な書類

- ① **本人確認書類** ※「本人確認書類の種類等」のとおり
  - ・15歳未満の方… 法定代理人の本人確認書類  
法定代理人であることを確認できる書類（同一世帯の場合は不要）
  - ・成年被後見人の方…… 成年後見人の本人確認書類  
権限を確認できる書類
- ② **通知カード**
- ③ **住民基本台帳カード** ※お持ちの方のみ

### ◎本人確認書類の種類等

- (A) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付き）、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に発行されたもの）、特別永住者証明書、在留カードなど
- (B) 健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、医療受給者証、学生証、預金通帳など

### ◎カードの郵送交付（簡易書留）を受ける時に必要な書類

- ①通知カード
- ②本人確認書類等（複数必要）  
(A)・(B) から1点ずつ または (B) から2点  
※揃わない場合は、総合支所窓口でカードを受け取るようご案内します。



通知カードは  
ウグイス色の  
カードです。

## 3 予約（申込）方法

電話でお申し込みください。

予約は希望日の3週間前から申込み可能（希望日の3日前まで受付します。）

受付時間：平日（月～金） 8：30～17：00まで